

改正

昭和63年9月28日教委規則第1号

平成27年2月26日教委規則第1号

太子町教育委員会傍聴人規則

第1条 会議を傍聴しようとする者は関係の係員に住所氏名を申出でその指揮によつて傍聴席につかなければならない。

第2条 傍聴席が満員になったとき又は傍聴を許さない会議は入場できない。

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持つている者
- (3) 凶器その他危険の恐れのある器物を持つている者
- (4) 前各号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

第4条 傍聴人は如何なる事由があつても委員席に入ることができない。

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、首巻、肩掛等を用い又は外套の類を着ないこと。
- (2) 傘、杖、旗の類を携帯しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 委員の言論に対して拍手をしたり可否を表さないこと。
- (5) 静粛を守り議事を妨害するような行為をしないこと。
- (6) その他容儀を正しくし、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

第6条 前条の規定を守らない者があるときは、その者に注意しあらためないときは退場を命ずることがある。

第7条 傍聴を禁じたとき又は退場を命ぜられたときはすみやかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年9月28日教委規則第1号)

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日教委規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(太子町教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行前に現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中（以下「在任特例期間」という。）においては、第1条の規定による改正後の太子町教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

(太子町教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)

3 在任特例期間中においては、第2条の規定による改正後の太子町教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。